



平成 27 年 10 月 30 日

各 位

会社名 株式会社マルゼン  
代表者名 代表取締役社長 渡邊 恵一  
(コード番号 5982 東証第 2 部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長  
萬實 房男  
T E L (03)5603—7755

### 株式の売出しに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 10 月 30 日開催の取締役会において、当社普通株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- |  |  |             |
|--|--|-------------|
| (1) 売 出 株 式 の<br>種 類 及 び 数                                       | 当社普通株式   | 1,000,000 株 |
| (2) 売 出 人 及 び<br>売 出 株 式 数                                       | 渡邊 直子  | 755,000 株   |
|  | 渡邊 豊子  | 245,000 株   |
| (3) 売 出 価 格  | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 27 年 11 月 9 日(月)から平成 27 年 11 月 11 日(水)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値の無い場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況を勘案した上で決定する。） |             |
| (4) 売 出 方 法  | みずほ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。  |             |
| (5) 申 込 期 間  | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。   |             |
| (6) 受 渡 期 日  | 売出価格等決定日の 6 営業日後の日。  |             |
| (7) 申 込 証 拠 金  | 1 株につき売出価格と同一金額とする。  |             |
| (8) 申 込 株 数 単 位  | 1,000 株  |             |
| (9) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長渡邊 恵一に一任する。          |  |             |
| (10) 本株式の売出しについては、平成 27 年 10 月 30 日(金)に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。 |  |             |

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 2. をご参照）

- |  |  |
|--|--|
| (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数  | 当社普通株式 150,000 株<br>なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、売出価格等決定日に決定される。 |
| (2) 売 出 人  | みずほ証券株式会社  |
| (3) 売 出 価 格  | 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）  |
| (4) 売 出 方 法  | 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 150,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。  |
| (5) 申 込 期 間  | 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。  |
| (6) 受 渡 期 日  | 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。  |
| (7) 申 込 証 拠 金  | 1 株につき売出価格と同一金額とする。  |
| (8) 申 込 株 数 単 位  | 1,000 株  |
| (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 渡邊 恵一に一任する。 |  |
| (10) 本株式の売出しについては、平成 27 年 10 月 30 日(金)に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。   |  |
| (11) 引受人の買取引受による売出しが中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。               |  |

以 上

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

[今般、上記売出しを実施することといたしました。これは、当社普通株式の分布状況の改善及び流動性の向上を目的としたものであります。]

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から 150,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、150,000 株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。))の返還に必要な株式を取得するために、みずほ証券株式会社は 150,000 株を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシュエアオプション」という。))を、平成 27 年 12 月 11 日(金)を行使期限として、上記当社株主から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 27 年 12 月 11 日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。))、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

### 3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である渡邊 直子及び渡邊 豊子並びに当社株主である株式会社マサトヨ及び渡邊 恵一は、みずほ証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行[及び新株予約権の権利行使による当社普通株式の交付]等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。